

令和2年4月23日

## 指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しについて

東大阪市は、下記の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」とする。）に基づく指定を取消しましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 対象事業者

- |         |                 |
|---------|-----------------|
| (1) 法人名 | 株式会社 亀宝         |
| (2) 代表者 | 代表取締役 笹本 武      |
| (3) 所在地 | 大阪府東大阪市長栄寺17番3号 |

#### 2 事業所名称、事業所の種類、所在地及び指定年月日

- |            |                 |
|------------|-----------------|
| (1) 事業所名称  | ホヌハウス           |
| (2) 事業所の種類 | 短期入所            |
| (3) 所在地    | 大阪府東大阪市長栄寺17番3号 |
| (4) 指定年月日  | 平成29年8月1日       |

#### 3 指定の取消年月日 令和2年5月31日

#### 4 指定取消の主な理由

##### (1) 運営基準違反（法第50条第1項第4号）

- ・指定短期入所事業者は、単独型事業所にあつては利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならないが、利用定員を超えて短期入所を提供していた。
- ・管理者は従業者及び業務の一元的な管理を行わず、管理者の責務を果たしていなかった。

##### (2) 介護給付費の請求に関する不正（法第50条第1項第5号）

- ・平成30年9月9日から令和元年6月30日までの間、短期入所を提供していない日があるにもかかわらず、サービスを行ったとして1人分の介護給付費を不正に請求し受領した。
- ・平成30年4月～6月において、送迎を行っていないにもかかわらず、ホヌハウスから自宅まで送迎を行ったとして、1人分の送迎加算を不正に請求し受領した。
- ・平成31年4月17日から令和元年5月31日までの間、短期入所を提供していない日があるにもかかわらず、サービスを行ったとして1人分の介護給付費を不正に請求し受領した。

##### (3) 虚偽の報告（法第50条第1項第6号）

- ・監査において、送迎記録を求めたところ、事実と異なる虚偽の報告をした。

(4) 障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為（法第50条第1項第10号）

- ・平成30年7月～9月、11月、12月初旬、令和元年9月中旬から10月初旬において、共同生活援助で支給決定を受けているグループホームホヌの利用者延べ5人にホヌハウスの居室を利用させていた。

5 事業者に対する経済上の措置

【東大阪市】介護給付費に係る返還額	6,833,682円
（内 不正受給額）	2,580,093円
加算額	1,032,037円
合計額	7,865,719円

6 欠格事由該当者

- 笹本 武（株式会社亀宝 代表取締役）
- 文元 友子（株式会社亀宝 取締役）
- 渡辺 壮平（株式会社亀宝 ホヌハウス管理者）

東大阪市福祉部  
指導監査室障害福祉事業者課  
TEL 06-4309-3187